

議案第117号

鹿児島県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例制定の件

鹿児島県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年11月提出

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

鹿児島県事務処理の特例に関する条例（平成12年鹿児島県条例第7号）の一部を次のように改正する。

別表農政部の表2の項中「さつま町」の次に「湧水町」を加え、同表3の項第13号中「第18条第17項」を「第18条第18項」に改め、同項第14号中「第18条第18項」を「第18条第19項」に改め、同項中第56号を第58号とし、第44号から第55号までを2号ずつ繰り下げ、第43号を第44号とし、同号の次に次の1号を加える。

(45) 法第83条の2第2項から第4項までの規定による土地改良区連合の解散等の認可及び公告

別表農政部の表3の項中第42号を第43号とし、第41号を第42号とし、第40号の次に次の1号を加える。

(46) 法第71条の7の規定による財産処分の方法等の認可

附 則

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、別表農政部の表3の項第13号及び第14号の改正規定は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行の際改正後の鹿児島県事務処理の特例に関する条例別表の左欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令、条例又は規則（以下「法令等」という。）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日前に法令等の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、同日以後においては同表の右欄に掲げる市町村の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、同日以後における法令等の適用については、当該市町村の長のした処分その他の行為又は当該市町村の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

（提案理由）

知事の権限に属する事務の一部を新たに市町村が処理することとする等のため、所要の改正をしようとするものである。